

## ① 保険商品の名称

無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険

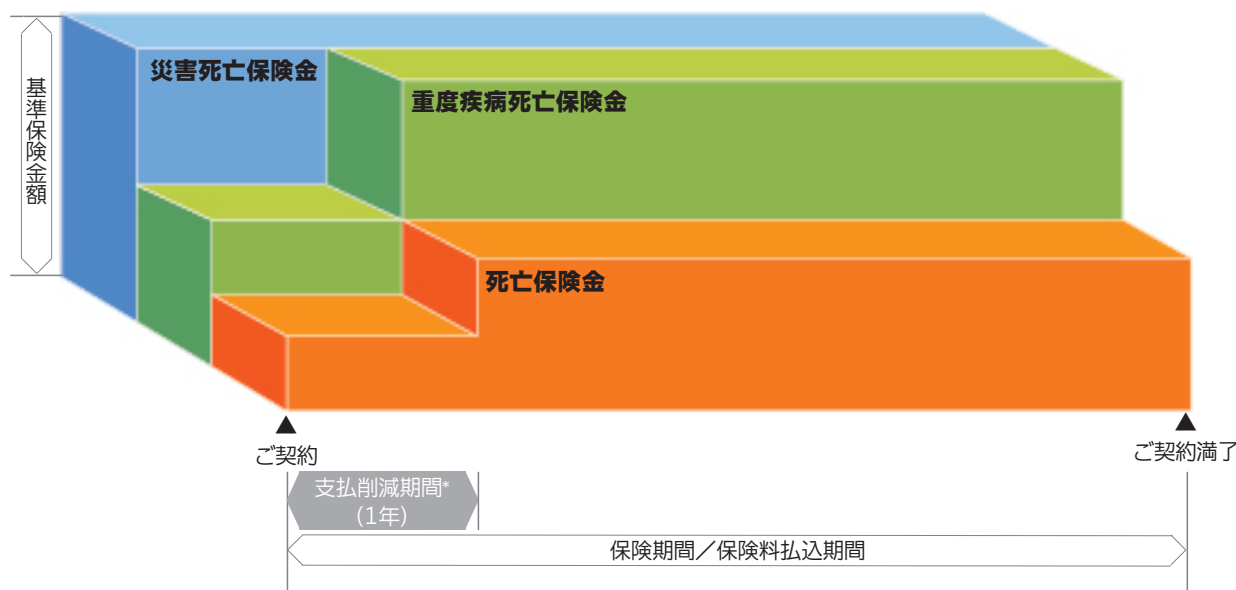
## ② 保険商品の特徴

一定期間の災害・重度疾病（急性心筋梗塞・脳卒中）による死亡保障を手厚く確保できる、解約返戻金・満期保険金のない商品です。災害・重度疾病以外による死亡保障も確保できます。

（ご契約日からその日を含めて1年間の支払削減期間があります。）

また、この保険は保険期間を通じて解約返戻金がないため、その分保険料が割安となっています。

## ③ しくみ図（イメージ図）



\*この保険には支払削減期間があります。ご契約日からその日を含めて1年以内に重度疾病死亡保険金または死亡保険金のお支払事由に該当した場合、お支払いする金額が削減されます。

※支払削減期間中の重度疾病死亡保険金の金額は基準保険金額の50%、死亡保険金の金額は基準保険金額の25%となります。

※支払削減期間経過後の重度疾病死亡保険金の金額は基準保険金額の100%、死亡保険金の金額は基準保険金額の50%となります。

※災害死亡保険金については削減の対象となりません。

## ④ 契約内容

契約年齢	15歳～80歳
保険期間/保険料払込期間	年満了：5年～34年満了 歳満了：55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳満了
基準保険金額	1,000万円～1億円（単位：100万円）
保険料払込方法	年払、半年払、月払
保険料払込経路	口座振替扱、振込扱、団体扱、特別団体扱、集団扱

※ご契約時に、医師の診査は不要です。告知事項に該当しなければ、お申込みいただけます。

※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

## ⑤ 保険金の支払事由・金額

保険金	支払事由	保険金の金額	
		支払削減 期間中	支払削減 期間経過後
災害 死亡保険金	以下のいずれかに該当したとき ・責任開始の時以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険期間中に死亡したとき ・責任開始の時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として、保険期間中に死亡したとき	基準保険金額の100%	
重度疾病 死亡保険金	責任開始の時以後の疾病を直接の原因として、以下のいずれかに該当したとき ・急性心筋梗塞を発病し、それを直接の原因として、保険期間中に死亡したとき ・脳卒中を発病し、それを直接の原因として、保険期間中に死亡したとき	基準保険金額 の50%	基準保険金額 の100%
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき (災害死亡保険金または重度疾病死亡保険金支払われる場合は死亡保険金はお支払いしません。)	基準保険金額 の25%	基準保険金額 の50%

※保険金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。災害死亡保険金と重度疾病死亡保険金は重複してお支払いしません。

※この保険には、高度障害状態になられたときにお支払いする保険金はありません。

## ⑥ 保険金などのお支払いができない場合

次の場合、保険金などのお支払いはできません。

- ・責任開始期前の疾病や不慮の事故を直接の原因とする場合（ただし、約款の規定によりお支払いする場合があります。）
- ・告知義務違反により、ご契約が解除された場合
- ・保険金などを詐取する目的で故意に事故を生じさせたとき（未遂を含む）や、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・責任開始日から3年以内の自殺、契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失など、免責事由に該当する場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・ご契約が詐欺による取消し、または不法取得目的により無効となった場合

## ⑦ 保険料の払込免除

被保険者が所定の不慮の事故により、その事故の日から180日以内に所定の高度障害状態または身体障害の状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

※契約者・被保険者の故意または重大な過失などにより、所定の高度障害状態または身体障害の状態に該当したときは免除しません。

## ⑧ 配当金・解約返戻金

この保険に配当金はありません。また、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

## ⑨ 適用できる特則・付加できる主な特約

### ▼適用できる特則

名称	特徴
特定疾病保険料払込免除特則	特定疾病により所定の状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

### ▼付加できる主な特約

名称	特徴
無解約返戻金型 重度疾病特約	急性心筋梗塞または脳卒中による所定の状態または所定の手術に対して保障を提供する特約です。
無解約返戻金型 障害特約	傷害または疾病による所定の障害状態に対して保障を提供する特約です。

※上記のほかにも、付加できる特約があります。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引に対し影響が及ぶことはありません。

このご案内は、ご提案する商品の概要を説明しております。商品・規程などは資料作成日現在のものです。ご検討・お申込みに際しては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。また、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取り扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

### 【引受保険会社】

#### エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12  
渋谷スクランブルスクエア 44F  
Tel:03-6892-1986  
<https://www.nnlife.co.jp>

### 【募集代理店】